

捜査関係事項照会書

経済産業省
貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課長 殿

平成30年8月3日

警視庁公安部外事第一課長
司法 警察員警視



捜査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。

なお、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう、同条第5項によって求めます。

記

照 会 事 項

1. 対象貨物等

- (1) 輸出者(被疑会社)
大川原化工機株式会社
- (2) 輸出申告年月日
平成28(2016)年5月31日
- (3) 輸出貨物
噴霧乾燥器 スプレードライヤ RL-5 1セット

2. 照会事項

上記対象貨物は、平成28年6月2日、横浜港から中華人民共和国を仕向地として輸出されたものであるが、輸出当時、外国為替及び外国貿易法第48条第1項に基づき国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして経済産業大臣の許可を受けなければならない輸出貿易管理令別表第1の3の2の項(2)5の2、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令第2条の2第2項第五号の二に該当する貨物か否か別添資料に基づき判断のうえ書面にて回答願いたい。

【照会警察署の所在地】〒100-0005 東京都千代田区丸の内3丁目8番1号
警視庁公安部外事第一課

【担当者氏名】 警部補 [Redacted] (電話 [Redacted])

(注意) 本文後段の記載は、必要がないときは削ること。

3 別添資料

- (1) 平成30年2月16日付け、当課司法警察員巡查部長 [] 作成にかかる「複写報告書(本件輸出関係書類)」 【資料1】
- (2) 平成29年9月27日付け、当課司法警察員巡查部長 [] 作成にかかる「写真撮影報告書(噴霧乾燥器RL-5)」 【資料2】
- (3) 平成30年7月23日付け、当課司法警察員巡查部長 [] 作成にかかる「複写報告書(納入仕様書等の一部)」 【資料3】
- (4) 平成29年11月13日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「分析結果報告書(被疑会社製品カタログ)」 【資料4】
- (5) 平成30年7月13日付け、当課司法警察員巡查部長 [] 作成にかかる「聴取及び資料入手結果報告書(平均粒子径について)」 【資料5】
- (6) 平成30年7月23日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「温度計測結果報告書(RL-5 バグフィルタ下部)」 【資料6】
- (7) 平成29年12月28日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「温度測定結果報告書(大川原化工機製「RL-5」型)」 【資料7】
- (8) 平成30年2月19日付け、国立大学法人岐阜大学生命科学総合研究支援センター長田中香お里作成にかかる「捜査関係事項照会回答書」 【資料8】
- (9) 平成30年3月8日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「聴取結果報告書(殺菌試験結果の説明)」 【資料9】
- (10) 平成29年12月21日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「聴取結果報告書(岐阜大学生命科学総合研究支援センター長)」 【資料10】
- (11) 平成30年1月15日付け、当課司法警察員巡查 [] 作成にかかる「聴取結果報告書(岐阜大学 試験体(菌)の選定基準について)」 【資料11】
- (12) 平成30年5月21日付け、千葉大学大学院医学研究員准教授清水健作成にかかる「捜査関係事項照会回答書」 【資料12】
- (13) 平成30年3月14日付け、当課司法警察員巡查部長 [] 作成にかかる「聴取結果報告書(アイエス ジャパン株式会社 [])」 【資料13】
- (14) 平成30年4月10日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「温度測定結果報告書(RL-5 内部における最低温を示す箇所)」 【資料14】
- (15) 平成30年5月9日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「分析結果報告書(ろ布耐熱性)」 【資料15】
- (16) 平成30年7月17日付け、当課司法警察員巡查部長 [] 作成にかかる「出力印字結果報告書(「スーパーサーモクロン」の製品概要等)」 【資料16】
- (17) 平成29年11月16日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「聴取結果報告書(防衛医科大学校)」 【資料17】

- (18) 平成 29 年 11 月 24 日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「聴取結果報告書（千葉大学大学院医学研究院）」 【資料 18】
- (19) 平成 29 年 12 月 26 日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「聴取結果報告書（殺菌の解釈について）」 【資料 19】
- (20) 平成 29 年 12 月 26 日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「聴取結果報告書（東京慈恵会医科大学）」 【資料 20】
- (21) 平成 29 年 11 月 20 日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「聴取結果報告書（ [] 株式会社）」 【資料 21】
- (22) 平成 29 年 12 月 22 日付け、当課司法警察員巡查 [] 作成にかかる「聴取結果報告書（バイオメディカルサイエンス研究会）」 【資料 22】
- (23) 平成 29 年 12 月 4 日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「電話聴取結果報告書（千葉大学大学院医学研究所）」 【資料 23】
- (24) 平成 29 年 12 月 12 日付け、当課司法警察員巡查部長 [] 作成にかかる「聴取結果報告書（ [] 株式会社）」 【資料 24】
- (25) 平成 30 年 2 月 22 日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「電話聴取結果報告書（藤崎電機株式会社 フィルタによる漏洩防止）」 【資料 25】
- (26) 平成 30 年 3 月 19 日付け、当課司法警察員警部補 [] 作成にかかる「電話聴取結果報告書（防衛医科大学校四ノ宮成祥教授）」 【資料 26】

4 要旨

- (1) 輸出者及び対象貨物等について（資料 1 参照）
 輸出関係書類により
 輸出者：大川原化工機株式会社
 輸出申告年月日：平成 28（2016）年 5 月 31 日
 輸出貨物：大川原化工機株式会社製 噴霧乾燥器
 スプレードライヤ RL-5 1 台
 であることが判明した。
- (2) 対象貨物について（仕様書等）（資料 2～5 参照）
 入手した資料の分析等により、スプレードライヤ RL-5 は、
 ・水分蒸発量が 1 時間あたり 0.4 キログラム以上 400 キログラム以下（7 キログラム）
 ・平均粒子径 10 マイクロメートル以下の製品を製造することが可能
 であることが判明し、輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「貨物等省令」とする）第 2 条の 2 第 2 項第五号の二のイ及びロに該当する性能を有していると認められた。
- (3) 対象貨物について（殺菌試験）（資料 6～16 参照）
 スプレードライヤ RL-5 における温度測定、殺菌試験の結果等から、同器械は、ペスト菌等を死滅させることが可能な「殺菌」の性能を有しており、貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項第五号の二のハに記載のある
 ・内部の殺菌をすることができるもの
 であると認められた。

- (4) 有識者らによる殺菌の解釈 (資料 17 ~ 20 参照)
有識者らからの聴取により、
ペスト菌を含む、貨物等省令第 2 条の 2 第 1 項第二号に記載のある病原性微生物を死滅させることが可能であれば、貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項第五号の二のハに記載のある「殺菌」に当たると認められ、殺菌試験等において判明した性能をもって貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項第五号の二のハに記載のある
・内部の殺菌をすることができるもの
と判断することが適正であると認められた。
- (5) 対象貨物について (補足資料) (資料 21 ~ 26 参照)
噴霧乾燥器ユーザー、研究機関、部品メーカー等からの聴取の結果、
・製造された粉体が器械内部に付着し、重なり合った状態であっても、殺菌が可能
・HEPA フィルタの設置により、粉体が漏れない状態を保つことが可能であることが判明し、殺菌試験結果、有識者らによる殺菌の解釈と合わせて、
・定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる
器械であり、貨物等省令第 2 条の 2 第 2 項第五号の二のハに該当する性能を有していると認められた。

以上は原本である。平成 30 年 8 月 3 日
警視庁公安部外事第一課 司法警察員 警部補